

諮問第1号

取手都市計画生産緑地地区の変更について

計画書

取手都市計画生産緑地地区の変更(守谷市決定)

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面 積	備 考			
	番号	名 称	面 積	そ の 他
約 3.0 ha	1	新町生産緑地地区	約 0.07 ha	
	3	籠山生産緑地地区	約 0.07 ha	
	4	御茶屋下生産緑地地区	約 0.09 ha	
	6	愛宕第一号生産緑地地区	約 0.15 ha	
	7	愛宕第二号生産緑地地区	約 0.11 ha	
	8	愛宕第三号生産緑地地区	約 0.07 ha	
	9	愛宕第四号生産緑地地区	約 0.17 ha	
	10	土塔前第一号生産緑地地区	約 0.17 ha	
	12	土塔前第三号生産緑地地区	約 0.05 ha	
	14	御所ヶ丘生産緑地地区	約 0.08 ha	
	18	松前台第四号生産緑地地区	約 0.14 ha	
	19	松前台第五号生産緑地地区	約 0.13 ha	
	20	松前台第六号生産緑地地区	約 0.20 ha	
	21	薬師台第一号生産緑地地区	約 0.06 ha	
	22	薬師台第二号生産緑地地区	約 0.11 ha	
	27	けやき台第一号生産緑地地区	約 0.10 ha	
	28	けやき台第二号生産緑地地区	約 0.08 ha	
	29	けやき台第三号生産緑地地区	約 0.12 ha	
	30	松ヶ丘第一号生産緑地地区	約 0.13 ha	
	31	松ヶ丘第二号生産緑地地区	約 0.16 ha	
	32	松ヶ丘第三号生産緑地地区	約 0.30 ha	
	33	松ヶ丘第四号生産緑地地区	約 0.08 ha	
	34	松ヶ丘第五号生産緑地地区	約 0.08 ha	
	35	松ヶ丘第六号生産緑地地区	約 0.08 ha	
	36	ひがし野第一号生産緑地地区	約 0.18 ha	

理 由

土塔前第一号生産緑地地区及び土塔前第二号生産緑地地区は、生産緑地法第14条による地区内における行為の制限解除に伴い区域、面積に変更が生じたことから、生産緑地地区を変更するものです。

変更概要

1. 都市計画を変更する土地の区域

	番号	名称	土地の区域	面積
旧	10	土塔前第一号生産緑地地区	守谷市百合ヶ丘 二丁目の一部	約0.25ha
新				約0.17ha
旧	11	土塔前第二号生産緑地地区	守谷市百合ヶ丘 三丁目の一部	約0.07ha
新				廃止

生産緑地地区は、市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るために定めるものです。守谷市では、平成14年、市制施行に伴い首都圏の特定市になったことから、市街化区域内の農地所有者に対して農業継続に関する意向を調査し、今後の農業継続が期待できる緑地機能の優れた市街化区域内の農地を生産緑地地区として都市計画決定しました。

今回変更しようとする土塔前第一号生産緑地地区及び土塔前第二号生産緑地地区は、生産緑地法第14条による地区内における行為の制限の解除に伴い区域、面積に変更が生じることから、本案のとおり生産緑地地区を変更するものです。

縦覧結果

- 縦覧期間 令和元年11月18日(月)～令和元年12月2日(月)
- 縦覧場所 守谷市役所都市整備部都市計画課
- 縦覧者 1人
- 意見書 0件